

小中一貫教育 全国連絡協議会

会報 第4号

平成20年5月16日(金)

小中一貫教育 全国連絡協議会事務局

〒140-8715
品川区広町2丁目1番36号
品川区教育委員会事務局
指導課 小中一貫教育担当
☎03(5742)6595

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/jlgyo/06/sldouka/ikkan/summit.html>

平成19年8月1日(水)に開催されました『小中一貫教育全国サミット2007 in 京都』の様子を第4号および第5号に分けてお知らせします。本号では、主催者あいさつ、来賓代表あいさつおよびの様子を中心に掲載します。分科会や参加者の感想等については、第5号をご覧ください。

小中一貫教育全国サミット 2007 in 京都が 盛大に開催されました

「小中一貫教育全国サミット2007 in 京都」小学校・中学校協働による豊かな学びと育ちの実現」を8月1日、国立京都国際会館において、全国から約三千名もの参加者のもと開催しました。

当日は、来賓として、文部科学

事務次官 銭谷眞実氏、主催者代表として京都市教育長 門川大作氏のあいさつで開幕しました。

午前中の全体会では、『地方から教育改革のうねりを』をテーマに、国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長 小松郁夫氏をコーディネーターに、内閣総理大臣補佐官・教育再生会議担当事務局 長 山谷えり子氏ら各界を代表する5名のシンポジストによる充実した討議が行われました。

また、「地方で進められている多様な取組の一層の推進を可能とする実行性のある法改正を目指す」などの内容を盛り込んだ共同宣言を採択し、その後の分科会では、「地域との連携」等をテーマに、活発な意見交流を通じて、小中一貫教育の取組内容やその具体的な成果、課題等の共有を行いました。

また当日会場では、全国の17自治体・学校による小中一貫教育

の実践等を紹介したパネル展示を行い、各地における様々な小中一貫教育の実践を紹介しました。

主催者代表あいさつ

京都市教育長

門川 大作 氏



主催者の一人として謹んであいさつ申し上げます。

この国際会議場は、地球温暖化防止の京都議定書発祥の地です。常に現在を生きる人間の課題を見つめ、将来を展望し、行動指針を打ち出してきたそんな由緒ある会場で、子どもたちの学び・育ちの色々な課題を議論しようとして小中一貫教育全国サミット2007 in 京都が開催されますこと、多くの関係者の皆様のご尽力に心から感謝いたします。

今は、学力の問題・道徳的な実践力の問題、瑞々しい感性、規範意識、更には不登校の問題など教

育課題が山積しております。私はそれを解決・克服する一つの手法として義務教育9年間の継続した学びの体制をつくること、小中の壁を越えることが大切ではないかと思えます。さらに、家庭・地域・大学・企業も含めた社会総がかりで子どもをばぐんでいく地域ぐるみの教育。それをキーワードとして全国各地で熱心な取組がなされております。地方から教育改革のうねりをあげる、現行制度の中で子どもたちのためになすべき事は最大限の努力をし、制度の壁に挑戦する、同時に、制度の改革が必要な国に対して要望していくために、昨年、品川で今年は京都で、この画期的なサミットを開催させていただくことになったわけです。

来賓代表あいさつ

文部科学省事務次官

銭谷 眞実 氏

昨年の臨時国会で約60年ぶりに教育基本法が改正、先の通常国会では教育三法の改正が行われ、この中で学校教育法改正も行われ

ました。これまで学校教育法では小中学校の目的・目標、中学校の目的・目標という形で規定が成されておりました。小学校は8つ、中学校は3つの目標が示されていたわけです。



今回の学校教育法の改正により、これを義務教育の目標と改め、義務教育9年間を通じて10の目標を定められることになりました。その上で、これまで「小学校・中学校・高等学校・大学・幼稚園」という順番だった学校の規定順を、「幼稚園・小学校・中学校・高等学校」と改めました。

まず、憲法に定められた義務教育について何をどのように教え何を目標に教育するかを9年間見通して定めたことが一つの大きな意義でございます。学校種の規定順を並べ替えたことは、それぞれの学校種間の接続・連携を重視していくという観点からの改正でございます。このような改正を受け実践に務め、併せて、来年度の改定を目指した学習指導要領改訂

審議を本格化して行きたいと思いをします。ただ、これらの法律改正によって様々な問題がすぐに解決できるものではなく、必要な予算の確保、何より我々の意識を変えていく努力を重ねていかなければならないと思っております。

さて、この全国サミットは京都市・品川区・奈良市・呉市等が中心となって小中一貫教育全国連絡協議会を組織し、全国の自治体に「参加いただき小中一貫教育をめぐる様々な課題解決に向け英知を結集していこう」という高い意識をおもちの関係者が一堂に会する場でございます。

品川での第1回大会も真剣な議論が交わされていたと思います。この義務教育を中心とする学校種間の連携・接続では、児童・生徒の心身の発達に現在の学校教育の在り方、とりわけ小学校高学年における指導の在り方が適合していないのではないかという指摘がございます。また、中学校へ進学する際に学習内容が難しくなるだけでなく、思春期の難しい時期に学習方法や指導原理の異なる新しい環境へ円滑に移行されないことがいじめや不登校、校内暴力等の背景のひとつになっているのではないかと指摘もございます。

こうした問題について、小中学校の連携・接続を強化することが解消法策のひとつになるのではないかと期待されています。

現在、小中一貫教育を含む小中学校の連携・接続については、研究開発学校や構造改革特区を活用した多様な区分のカリキュラム編成の取組が行われているところであります。京都市におきましても、市内の4つのブロックで小中学校のカリキュラムを「4・3・2年」、あるいは「5・4年」の区分で実施するなど、新しい教育実践に取り組みまれており、今後の発展に大いに期待しております。

私も文部科学省、そして中教審におきましても、設置者の判断で9年生の義務教育学校を設置することの可能性やカリキュラム区分の弾力化など、学校種間の連携・接続を改善する仕組みについて十分に検討する必要があると考えておりますし、中教審の平成17年10月の答申でもうたわれております。

今後とも様々な取組に注目しつつ、この問題に



ついで更に検討をすすめていきたいと考えているところです。

シンポジウム 『地方から教育改革の うねりを』

シンポジスト

山谷 えり子 氏

(内閣総理大臣補佐官・教育再生会議担当事務局長)

川勝 平太 氏

(静岡文化芸術大学学長・国際日本文化研究センター客員教授・京都市社会教育委員)

布村 幸彦 氏

(文部科学省大臣官房審議官「初等中等教育局担当」)

貝ノ瀬 滋 氏

(東京都三鷹市教育長)

門川 大作 氏

(京都市教育長)



コーディネーター
小松 郁夫 氏
(国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長)



【テーマ①】
「地域ぐるみの小中一貫教育」と政府が進めている「社会総がかりの教育改革」

山谷氏「再生会議で議論されていることや教育改革」について



教育再生会議の事務局長という立場から安倍総理に言われたことは「すべての子どもたち、特に初等教育の子どもにおいては高い基礎学力と規範意識を与えるチャンスをもたせてほしい。」

地域間格差があってはならない。地方分権を重視した上で国が底支えをし、社会一体となって教育再生を行わなければならない。」ということですが。

マスコミで報道されるような国家主義的の上から押し付けるという改革ではなく、地方分権・地域の独自性を基本とした地域再生と共に進めていく教育再生が根本的な哲学です。

教育再生会議は、たくさんの方のヒアリングと現場視察をしておりますので、全国で動いている情報を発信し、皆さんが競って改革を進めていけるようにと思っております。

社会総がかりで教育再生が行える土壌が整いつつあると実感しております。

国としてもいかに応援するかを心がけながら、皆様のご指導をいただきつつ今後進めてまいりたいと思っております。

貝ノ瀬氏「三鷹市の教育改革・小中一貫教育」について

三鷹の小中一貫校はいわゆる連携型です。

生活を同じにさせるのではなく、9年間のカリキュラムを一貫させて子どもたちを指導していくと

いう方式で
す。

そこで大
切なのは、
その基盤と
なるのがコ
ミュニティ
スクールだ
ということ
です。コミュ
ニティス
クールとし
て9年間の
カリキュ
ラムで小中
一貫教育を
しているこ
うというのが
三鷹の小中
一貫校の中
身です。



門川氏「京都市の教育改革・小中一貫教育」について

京都市
では、一
人一人の
子どもを
徹底的に
大切にし
ていこう、
そして課
題に向けて
それぞれも
っている能
力を最大限
に発揮して
いこう、同
時に課題あ
る子どもに
はその背
景にまで迫
ろうと、現
場の熱意あ
る教職員に
よって様々
な取組が進
められています。
親や地域が
変わらなけ
れば子ども
も変わらな
い、同時に
子どもが



変わらな
ければ親や
地域の信頼
は得られな
い。そのよ
うな思いで
取組を積み
重ねてまい
りました。

行政は説明責任を果たそう、小規模校の良いところも課題も大人が皆で考えて知恵を出し合おう、そして、地域・保護者・PTAの方は当事者意識をもち子どもにとって何が大事か考えて答えを出していただき行政に提言していただく、そして、行政と地域住民、保護者、PTAがパートナーシップで新しい学校づくりをしていこう、こんなことができています。

布村氏「小中一貫教育に対する文部科学省としての考え方等」について

今、文部
科学省では、
教育再生会
議において、
大きな方針
を定めてい
ただいて、
これからの
第三次答申
では、条件
整備に向け
て予算面・
人的な側面
などお力添
えをいただきながら、再生会議での提言、中央教育審議会でもう一度これまでの流れを踏まえて、制度として教育内容としてどうある



べきかとい
う取組をし
ております。
昨年の12
月に教育基
本法が60
年ぶりに改
正となりました。

今回は、義務教育の面では9年間とこれまで教育基本法で定められておりましたが、それを学校教育法に移したということで、この年数というものも国民の皆様のお考え次第ではございますが、弾力的に考えていけるようになっただという側面があります。

子どもたち一人一人に「学びの連続性」「発達の連続性」というものをもってありますので、小学校・中学校それぞれの繋ぎがよりスムーズにいくように一貫・連携という取り組みが大事なんだろうと思っています。

川勝氏「これからの日本の義務教育の在り方、あるいは地域の教育への関わり方」について

今の教育
再生という
のは、地域
が自立する、
中央集権に
対して地域
分権型の国
家を、国を
つくる、その
出発点に必
要とされて
いる教育を
とらわれて
いるんじゃないかという風に思っています。
今、我々は、少子化の時代に入
って、子どもたちが、年齢の違
う子と一緒に過ごす時間がほと
んどないに等しい。小学校1年
から6年まで一緒だとしても、違
う学年の子と一緒に遊ぶとい
うことは、中学校に入っ
て、クラブ等に属すれば、年齢差
によって強い子と弱い子と、自
分
が弱いということ
で強い人が守
ってくれたり、自分
は強いつもり
でいたのに、実は
もっと強い人が
いるということ
を、体で知って、
人間関係・社会
のルールという
ものを学んでい
くのですが、そ
うした場面が、
今はありません。
ですから、そう
した子どもたち
が一緒に過ごす
時間をどうつく
るかということ
はとても大切な
こと
であります。
子どもの発育
段階に合った
「6・3制」に
対する見直し
というものが
起こっていった
のです
が、私は、いか
にして、異年齢
の子どもたちが
一緒に過ごす場
面をつくってい
くかという意
味で、制度的な
だけでなく、同
じ場所に
そうしたものを
つくっていくこ
とがこれからの
大きな課題に
なっていくの
ではないかと思
っております。



【テーマ②】 「地方からの教育改革と 現行制度の課題・限界」

貝ノ瀬氏 学校の先生方のいわゆる専門性、指導者としての専門性、教科指導としての専門性、市民の方々、保護者の方々のいわゆる良識、この両方がいまいい教育がなされていくんではないかと考えます。ですから、現場に近いところ、地域の皆さん、保護者のみなさんのニーズをしっかりと汲み取りながら、学校運営がなされていくということ、そして、校長先生以下、先生方が地域のニーズをしっかりと受け止めながら、教育をしていくことが大事だろうと思えますので、真に学校の自立性、主体性が発揮されるような方向でいく必要があると思います。
地域ぐるみで子どもを育てるということは、結局地域のことは、地域で決めていくんだということにつながるっていくのではないかと
思います。
地域に住む皆さん方が、子どもたちの勉強は先生任せではなくて、地域に住む皆さん方も地域に住む以上地域の教育の当事者として関わっていく必要があると思えます

し、この主権者意識というものでも言いましようか、そういったものを高めていくひとつのきつかけにもなるのではないでしようか。また、なんでもかんでも市場経済で教育の質を高めていくということではなくて、競争性、インセンティブとして競争は必要ですが、すべてそれで解決を図っていくのではなく、やはり、地域ぐるみで保護者の皆さん、地域の皆さんの知恵を結集する、先生方の専門性、これを信頼してその専門性を高めていく、という方向を強めていく政策の中で、子どもたちをより良く育てていくということも大事なのではないかと思えます。

地域ぐるみで子どもを育てていくという、地域ぐるみの教育は非常に大事だし、これからの教育の流れになっていくべきだと考えております。

門川氏 公立学校に、義務教育学校に、市場原理というものを絶対に導入すべきでない、切磋琢磨は大事です。地域の子どもは地域で育てる。みんなで地域の子どもをよくするために、学校運営に参画していく。そういうことが基本ではないかなと思います。そして、「地域主権」、地方の時代ということ。

「地域主権」「地方分権」というものを、さらに、「組織内分権」「学校分権」、地域の子どもをどういう学校にしていくのか、どういう風に育てていくのかということ、地域の住民や保護者、学校の専門性の高い教職員、校長先生を中心に一生懸命考えて学校づくりをしていくということをしていかなければいけない。

義務教育が「6年・3年」というのが、子どもの発達からみてもこの枠組みに課題があるんじゃないかということがかなり指摘されてきました。しかし、だからといって、「4・3・2制」が必ずいいかということだと、これも非常に難しいことでもあります。

そういう時に、やはり地方で色んな実績を積み重ねる、研究を積み重ねながら、地方の主体性によって、義務教育学校というものをつくっていくの法制度をぜひともつくってほしいなと思えます。

今はよろうと思ったら色々やることができます。しかし、校長先生は小学校と中学校で兼務する形になるとか、教員の配置がどうなるかとかいう問題があります。

これを小中一貫した9年生の学校制度を、地方の主体性によ

てできるような義務教育学校制度というようなものをつくって、そして、色んな実践をしながら、それが大きな制度として一元化されていくのか、多様なものがあってもいいのか、こういうことが過渡期にあっては、色んな形があってもいいんじゃないかなと思います。そして、地方の色んな実績を積み重ね、そして国の制度の改正もしていったらいいと思います。

川勝氏「地域人材の育成・活用と行政の関わり」について

私は、できる子は、中には全部の科目ができるという珍しい子もいますけれども、大体自分の得意なものとの得意なものがあると思えます。そして、その得意なものをつくれば、それで伸びると思うのです。さらに、得意なものが地元のことについて知ること、ことにおける得意ということであれば、一番育成しやすいのではないでしようか。

これは、単に京都だけではなくて、金沢でもやっています。金沢検定、長崎検定、薩摩検定、等々、商工会議所、すなわち、経済界の方々が加わられて、学校、行政と一体になってやっておられます。

また、小中一貫せざるを得ないところがあります。離村とか離島

とか山村とかです。そういうところは、人数が少ないからせざるを得ない。だから、工夫をすれば、そういうところがかえって模範を示すということだってできるはずですよ。

山谷氏「国の義務教育に対する関わり」について

今、小中一貫の取組がたくさんはじまっています。運動にしても、ふるさと学にしても、自然体験学習にしても、キャリア教育にしても、音楽・美術・文芸、本当に小中一貫でやることによって、より豊かな取組ができる可能性がでてるわけでございます。

これは、本当にスピードと柔軟性をもって、そして国は予算の面で支援していくことも含めて、色んな地域の中での小中一貫を応援していきたいと思っております。

法制度を改正して、市区町村の判断で義務教育学校というものが設置できるようにした方がいいのではないかと思えます。

これは、教育再生会議のこれからの大きな議論のテーマになっていくだろうと思いますが、法制度も含めて大きな単位での9年間というスパンで、また、中学校区も含めて大きな単位での子育てを応援する、社会総がかりの教育活

動というのがこれからできていくのだと思っております。

布村氏「国の義務教育に対する関わり」について

よく円筒型の教育行政で、文部科学省から県の教育委員会、市町村の教育委員会、学校とがなじがらめのようなイメージでよく語られるのですが、現実には相当地方によって多様な取組ができていますので、それを支援するというのが行政の役割ではないかと思えます。義務教育学校制度というものの確立をどう考えたいのかと、いろいろお話がありました。これは大きな課題として、子どもたちの学びとか発達の連続性を考える上で大事なテーマだと思えます。

中等教育小学校というものが昭和46年頃に中央教育審議会から先導的にしこうという提案があったので、平成11年度に学校教育法の中に、中等教育学校という一つの学校種として位置づけられました。今後、その義務教育学校をどう考えるべきかというのが、大きなテーマであり、それには、いい実践をどんどんPRしていただくのが一番だと思えます。